長瀞町の給与・定員管理等について
（令和7年度）

1　総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区　分	住民基本台帳人口（令和7年1月1日）	歳　出　額 A	実　質　収　支	人　件　費 B	人　件　費　率 B／A	(参考) 5年度の人件費率
6　年度	6,367 人	3,706,532 千円	158,236 千円	665,278 千円	17.9 ％	17.2 ％

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区　分	職員数 A	給与費 給　料	職員手当	期末･勤勉手当	計　B	一人当たり給与費 B/A
6　年度	69	254,306 千円	31,978 千円	101,655 千円	387,939 千円	5,622 千円

(参考)類似団体平均一人当たり給与費
5,840 千円

（注）1　職員手当には退職手当を含まない。
2　職員数については、令和6年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。
3　給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）

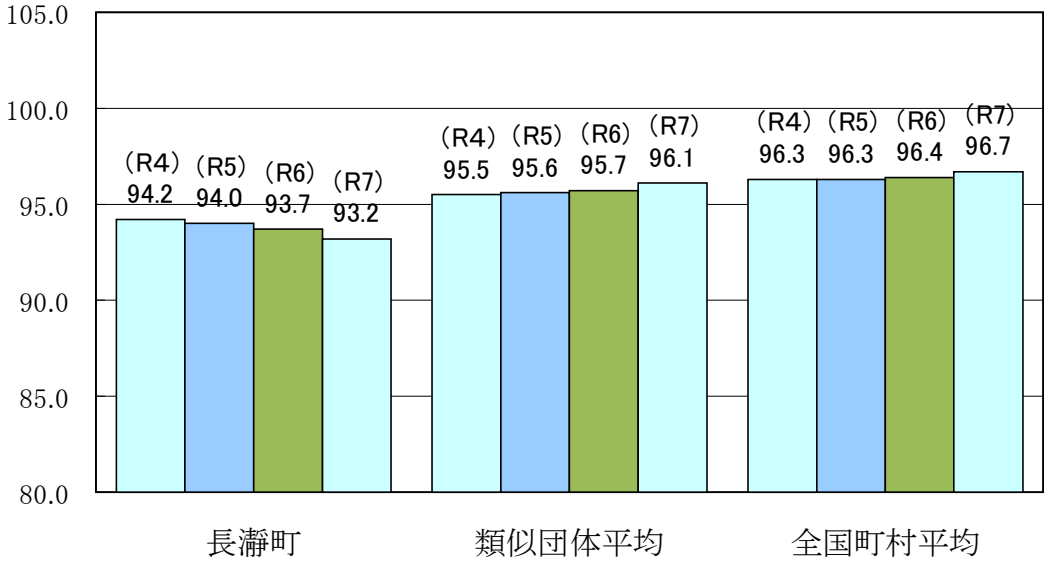

（注）1　ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）をを用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
2　（）書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数。
（補正前のラスパイレス指数×（１＋当該団体の地域手当支給割合）／（１＋国の指定基準に基づく地域手当支給割合）により算出
3　類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
4　ラスパイレス指数（地域手当補正後ラスパイレス指数を含む）の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の４月１日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の７割水準に設定される職員を除いている。

(4) 給与改定の状況（各年4月1日現在）

人事委員会を設置していないため記載なし

（５）社会と公務の変化に応じた給与制度の整備（給与制度のアップデート）の実施状況について

① 給料表の見直し　　【　実施　】

・実施内容

（給料表の改定実施時期）　　令和7年4月１日

・実施内容

一般行政職及び技能労務職の給料表について、国に準じ3.62%引き上げ。

② 地域手当の見直し

・実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

（支給割合）国基準4%に対し、長瀞町においては段階的に支給割合を引き上げることとし、令和7年度は2%を支給。

（実施時期）令和７年４月１日より実施。

（参考）

	各年度の支給割合		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
国基準による支給割合	0%	4%	4%
長瀞町の支給割合	0%	2%	4%

③ その他の見直し内容

扶養手当、通勤手当、単身赴任手当及び管理職員特別勤務手当について国と同様に

見直しを実施。（令和７年４月１日実施）

（６）特記事項

なし

２　職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和7年4月1日現在）

①一般行政職

区　分	平　均　年　齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額（国比較ベース）
長瀞町	38.8　歳	296,043　円	339,729　円	325,603　円
埼玉県	41.7　歳	327,898　円	425,465　円	377,657　円
国	41.9　歳	332,237　円	－　円	414,480　円
類似団体	41.9　歳	314,625　円	367,764　円	344,789　円

②技能労務職

区分	公務員					民間			参考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額（A）	平均給与月額（国比較ベース）	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額（B）	A/B
長瀞町	－　歳	－　人	－	－	－	―	―	―	―
うち調理員	－　歳	－　人	－	－	－	―	－　歳	－　円	－
うち用務員	－　歳	－　人	－	－	－	―	－　歳	－　円	－
埼玉県	－　歳	－　人	－	－	－	―	―	―	―
国	－　歳	－　人	－	－	－	―	―	―	―
類似団体	－　歳	－　人	－	－	－	―	―	―	―

区分	参考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員（C）	民間（D）	C/D
長瀞町	－	―	―
うち調理員	－	―	―
うち用務員	－	―	―

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している（令和4年～令和6年の3か年平均）

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員（C）」及び「民間（D）」のデーターは、それぞれ平均給与月額を12倍にしたものに、公務員においては前年度に支給さ期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

※個人情報保護の観点から、対象となる職員が1人又は2人の場合は、当該箇所を「アスタリスク(*)」としている。
（その他、数値のない欄についてはすべて「ハイフン（－）」としている。）

（注）１「平均給料月額」とは、令和7年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
２「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、調整手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したものであり、地方公務員実態調査において明らかにされているものである。
また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（令和7年4月1日現在）

区　分		長瀞町	埼玉県	国
一般行政職	大　学　卒	220,000　円	228,735　円	220,000　円
	高　校　卒	188,000　円	197,203　円	188,000　円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和7年4月1日現在）

区　分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大　学　卒	283,600　円	＊　円	379,600　円	＊　円
	高　校　卒	―　円	―　円	―　円	＊　円
技能労務職	高　校　卒	―　円	―　円	―　円	―　円

※経験年数10年は10年～15年未満、経験年数20年は20年～25年未満、経験年数25年は25年～30年未満、経験年数30年は30年～35年未満の平均である。

※「―」は対象者がいない。

※個人情報保護の観点から、対象となる職員が1人又は2人の場合は、当該箇所を「アスタリスク(*)」としている。
（その他、数値のない欄についてはすべて「ハイフン（－）」としている。）

３　一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和7年4月1日現在）

区　分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1　級	主　事	人 17	% 26.5	円 183,500	円 258,100
2　級	主　任	人 12	% 18.8	円 230,000	円 308,500
3　級	主　査　・　主席主任	人 16	% 25.0	円 265,300	円 354,700
4　級	主　幹	人 11	% 17.2	円 298,800	円 386,100
5　級	課　長	人 6	% 9.4	円 321,300	円 398,200
6　級	課　長	人 2	% 3.1	円 355,200	円 415,700

(注) 1　長瀞町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2　標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。

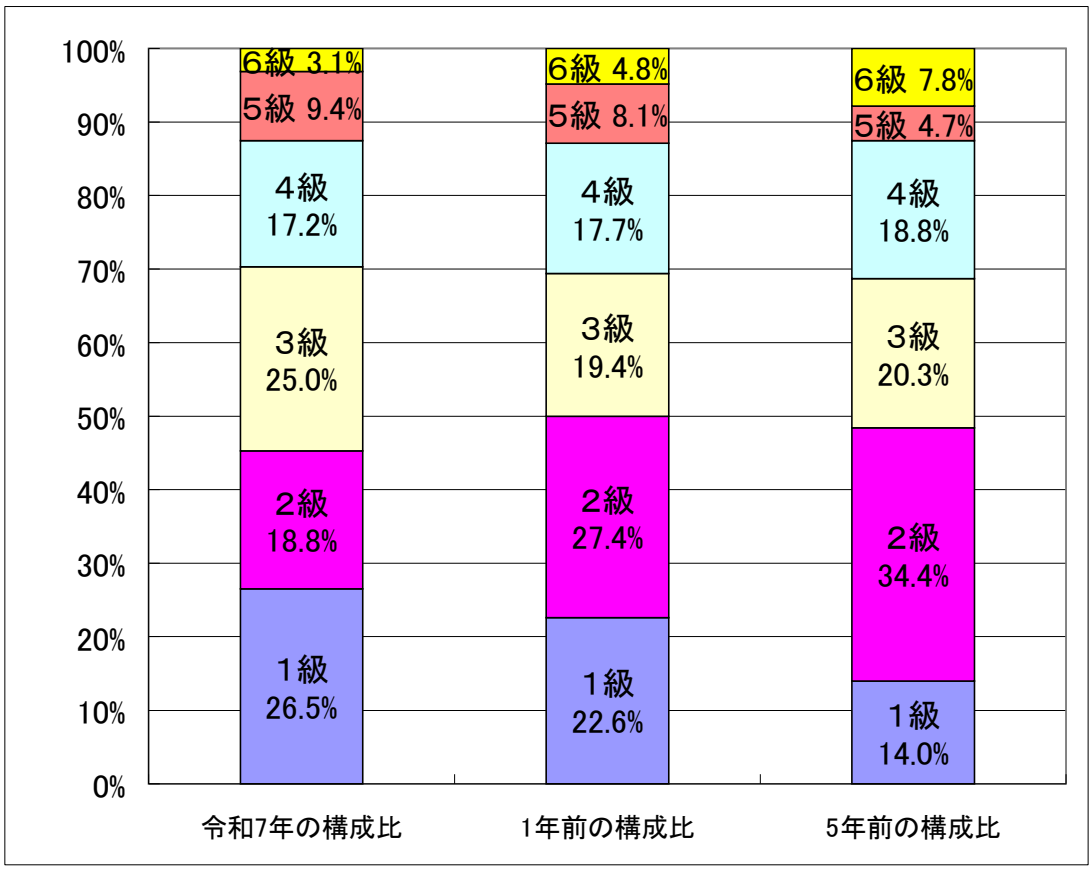

(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（７年４月１日現在）

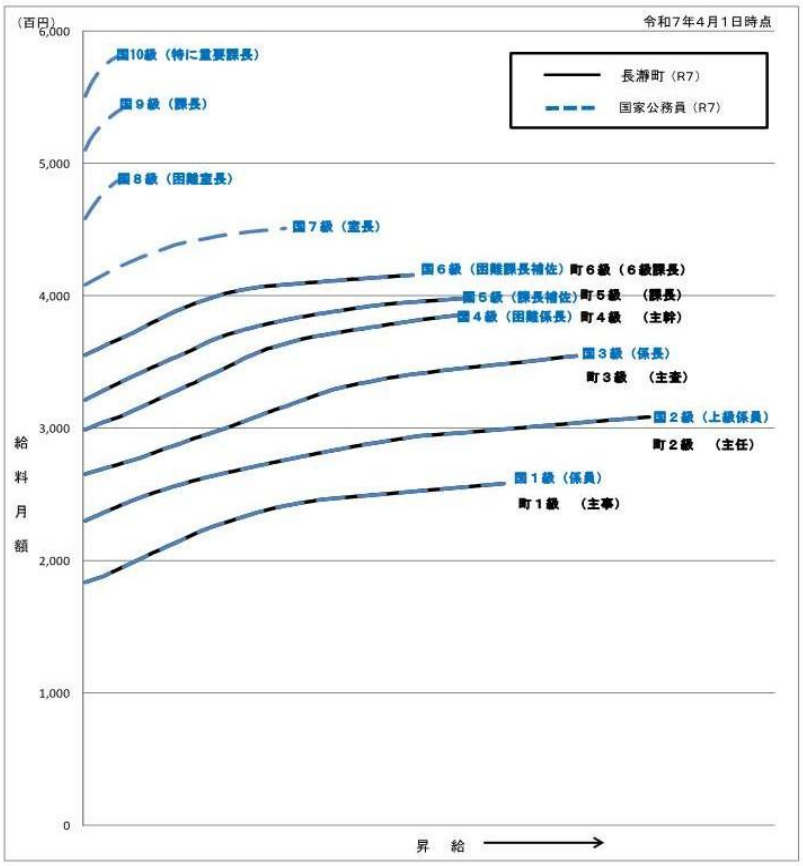

（３）昇給への人事評価の活用状況

令和7年4月2日から令和8年4月1日までにおける運用		管理職員		一般職員	
イ　人事評価を活用している		○		○	
	活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
	上位、標準、下位の区分	○		○	
	上位、標準の区分				
	標準、下位の区分				
	標準の区分のみ(一律)				
ロ　人事評価を活用していない					
	活用予定時期				

4　職員の手当の状況

（1）期末手当・勤勉手当

長　　瀞　　町	埼　　玉　　県	国
1人当たり平均支給額(6年度) 1,389　千円	1人当たり平均支給額(6年度) 1,708　千円	―
(6年度支給割合) 期末手当　2.50　月分 (　1.400　)月分 勤勉手当　2.10　月分 (　1.000　)月分	(6年度支給割合) 期末手当　2.50　月分 (　1.400　)月分 勤勉手当　2.10　月分 (　1.000　)月分	(6年度支給割合) 期末手当　2.50　月分 (　1.400　)月分 勤勉手当　2.10　月分 (　1.000　)月分
(加算措置の状況) ・職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算　4～10%	(加算措置の状況) ・職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算　5～20%　・管理職加算　15～25%	(加算措置の状況) ・職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算　5～20%　・管理職加算　10～25%

（注）　(　)内は、暫定再任用職員、定年前再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（長瀞町）

令和7年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ　人事評価を活用している		○		○	
	活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
	上位、標準、下位の成績率	○	○	○	○
	上位、標準の成績率				
	標準、下位の成績率				
	標準の成績率のみ(一律)				
ロ　人事評価を活用していない					
	活用予定時期				

(2) 退職手当（令和7年4月1日現在）

長　　瀞　　町			国		
(支給率)	自己都合	勧奨・定年	(支給率)	自己都合	勧奨・定年
勤続20年	19.6695　月分	24.586875　月分	勤続20年	19.6695　月分	24.586875　月分
勤続25年	28.0395　月分	33.27075　月分	勤続25年	28.0395　月分	33.27075　月分
勤続35年	39.7575　月分	47.709　月分	勤続35年	39.7575　月分	47.709　月分
最高限度額	47.709　月分	47.709　月分	最高限度額	47.709　月分	47.079　月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置2～45%加算		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置2～45%加算	
(退職時特別昇給	なし　)				
1人当たり平均支給額	―　千円	21,765　千円			

(注)1　退職手当の1人当たり平均支給額は、6年度に退職した職員に支給された平均額である。

2　「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

(3) 地域手当（令和7年4月1日現在）

※令和7年度より実施のため令和6年度決算該当なし

支給実績(6年度決算)			千円
支給職員1人当たり平均支給年額(6年度決算)			円
職員全体に占める手当支給職員の割合(6年度)			%
支給対象地域	支給割合	支給対象職員	国の制度(支給割合)
	%	人	%
	%	人	%
支給割合が国の制度による 支給割合を上回る場合、			

(4) 特殊勤務手当（令和7年4月1日現在）

支給実績(6年度決算)			0 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(6年度決算)			0 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(6年度)			0.000 %	
手当の種類(手当数)				
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (6年度決算)	左記職員に対する支給単価
			千円	
			千円	

(5) 時間外勤務手当

支給実績(令和6年度決算)	7,023 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)	133 千円
支給実績(令和5年度決算)	6,683 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	112 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(○年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む

(6) その他の手当（令和7年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度	国の制度と異なる内容	支給実績 (6年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (6年度決算)
扶養手当	①配偶者 3,000円 ②父母等 6,500円 ③子 11,500円 ④満16歳から22歳までの子1人につき 5,000円加算	同		6,384 千円	212,783 円
住居手当	①借家等住居者 家賃に応じて月額28,000円以内	同		3,681 千円	283,115 円
通勤手当	①交通機関(鉄道等)利用者→運賃額に応じて月額最高150,000円まで支給 (ただし、鉄道利用者については、6箇月定期券の額に基づいて一括支給) ②交通用具(自家用自動車等→通勤距離に応じて月額支給) ※自動車等 2km以上	同		5,208 千円	85,365 円
管理職手当	①会計管理者・課長・局長・教育次長(6級の者) 50,000円 ②会計管理者・課長・局長・教育次長(5級の者) 45,000円 ③副課長 40,000円 ④主幹・館長・所長・指導主事 35,000円 ⑤副主幹 30,000円	異	支給額等	11,100 千円	482,609 円
休日勤務手当	祝日等において勤務を命ぜられた場合に支給→勤務1時間当たりの給与額×135%	同		19 千円	4,648 円
管理職員特別勤務手当	指定管理職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日等に勤務した場合に支給 ①6級の者 7,000円 ②5級の者 6,000円 ③4級の者 5,000円	異	支給額等	24 千円	12,000 円

5　特別職の報酬等の状況（令和7年4月1日現在）

区分		給料月額等	(参考)類似団体における最高／最低額
給料	町長	505,750 円 (595,000 円)	850,000 円／ 505,800 円
	副町長	495,000 円 (550,000 円)	710,000 円／ 495,000 円
報酬	議長	247,000 円 (円)	375,000 円／ 210,000 円
	副議長	193,000 円 (円)	307,000 円／ 188,000 円
	議員	177,000 円 (円)	286,000 円／ 165,000 円
期末手当	町長 副町長 収入役	（令和6年度支給割合） 3.40 月分	
	議長 副議長 議員	（令和6年度支給割合） 3.40 月分	
退職手当	町長	（算定方式）給料月額×在職月数月数×100分の35×100分の115	（1期の手当額）11,495,400 円　（支給時期）任期毎
	副町長	給料月額×在職月数月数×100分の21×100分の115	6,375,600 円　任期毎
	備考		

（注）1　給料及び報酬の（　）内は、減額措置を行う前の金額である。

2　退職手当の「１期の手当額」は、４月１日現在の給料月額及び支給率に基づき、１期（４年＝４８月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

６　職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

（各年4月1日現在）

区分 / 部門			職員数 令和6年	職員数 令和7年	対前年増減数	主な増減理由
普通会計部門	一般行政部門	議会	1	1	0	
		総務企画	22	21	△ 1	総務課付育休職員の復職・異動による減員
		税務	7	7	0	
		民生	6	6	0	
		衛生	10	11	1	組織改正による増員
		農林水産	4	4	0	
		商工	3	3	0	
		土木	6	6	0	
		小計	59	59	0	＜参考＞ 人口1万人当たり職員数　92.67　人 （類似団体の人口1万人当たり職員数　121.01　人）
	教育部門		10	11	1	組織改正による増員
	消防部門					
	小計		69	70	1	＜参考＞ 人口1万人当たり職員数　109.94　人 （類似団体の人口1万人当たり職員数　144.41　人）
公営企業等会計部門	国保		10	10	0	
	小計		10	10	0	
合計			79 [90]	80 [90]	1	＜参考＞ 人口1万人当たり職員数　125.65　人

（注）1　職員数は一般職に属する職員数である。

2　[　　]内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和7年4月1日現在）

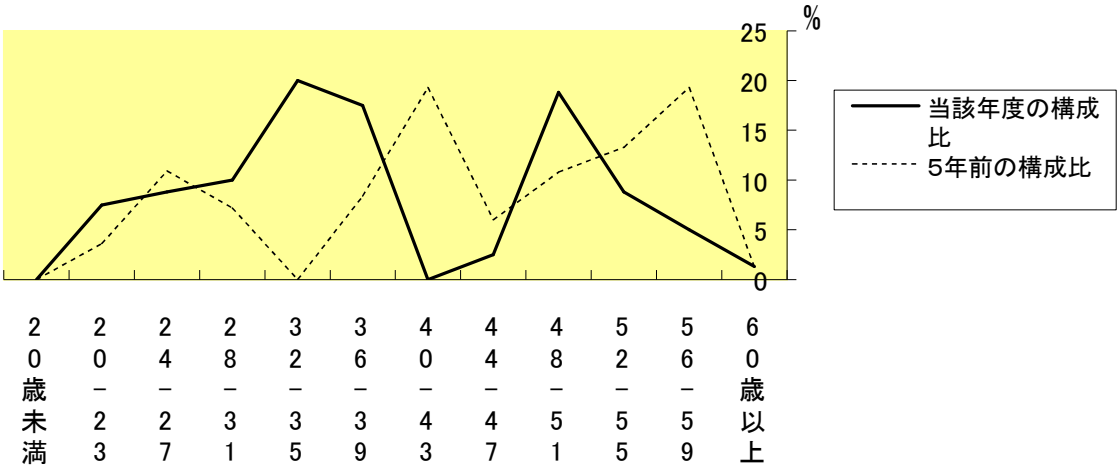

区　分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	人 0	人 6	人 7	人 8	人 16	人 14	人 0	人 2	人 15	人 7	人 4	人 1	人 80

(3) 職員数の推移

年　度 部　門　別	2年	3年	4年	5年	6年	7年	過去5年間の増減数(率)	
一般行政	59	59	60	59	59	59	0	0.0%
教　育	11	11	10	10	10	11	0	0.0%
消　防								
普　通　会　計　計	70	70	70	69	69	70	0	0.0%
公営企業等会計計	8	7	7	9	10	10	2	25.0%
総合計	78	77	77	78	79	80	2	2.6%

(注) 1　各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。
2　合併した団体にあっては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。
3　公営企業等会計部門を対象とした定員管理に関する計画はありません。